

土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の 見直し（案）に対する意見の募集について 環境省



中央環境審議会土壌農薬部会土壌制度専門委員会において、1,1-ジクロロエチレンの土壌環境基準の見直しに伴う、土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の見直しその他法の運用に関し必要な事項について、第1次報告案が取りまとめられました。

これに伴い、環境省は平成26年4月10日から平成26年5月9日までの期間、パブリックコメントを募集しました。

平成26年3月20日に1,1-ジクロロエチレンの土壌環境基準を検液1Lにつき「0.02mg以下」から「0.1mg以下」に見直す告示改正が行われており、今回の報告案はそれに伴って土壌汚染対策法の制度・運用について検討を行い、取りまとめたものです。

報告案に記載されている基準値の見直し案は、以下のようになります。

		現行基準	基準見直し（案）
汚染状態に係る基準	土壌溶出量基準	0.02mg/L以下	0.1mg/L以下
	土壌含有量基準	—	—
地下水基準		0.02mg/L以下	0.1mg/L以下
第二溶出量基準		0.2mg/L以下	1mg/L以下

また、土壌ガス調査における定量下限値については、現行の0.1volppmを引き続き用いることが妥当としています。

今回の報告案の詳しい内容は、環境省ホームページの報道発表資料より閲覧できます。

<https://www.env.go.jp/press/index.php>

当社では、土壌汚染調査や土壌の分析について長年の実績がございます。ご不明な点等ありましたら、是非一度ご相談ください。

資料 2014年4月10日付 環境省ホームページ

測定技術箇所 野村咲子

